

インターンシップ受入れにあたって

1 インターンシップ制度とは？

学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した**就業体験**を行うことです。

(参考:「インターンシップの推進にあたっての基本的考え方」(文部科学省、厚生労働省、経済産業省発出、平成9年9月18日、平成26年4月8日一部改正))

2 インターンシップ生受入れにおける留意点

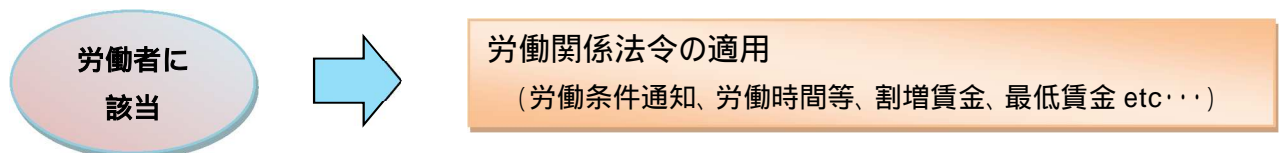
企業等と学生の間で使用従属関係等がある場合、労働関係法令が適用されることがあります。

【インターンシップにおける学生の労働者性】

以下のような実態がある場合、労働者に該当するものと認められます。

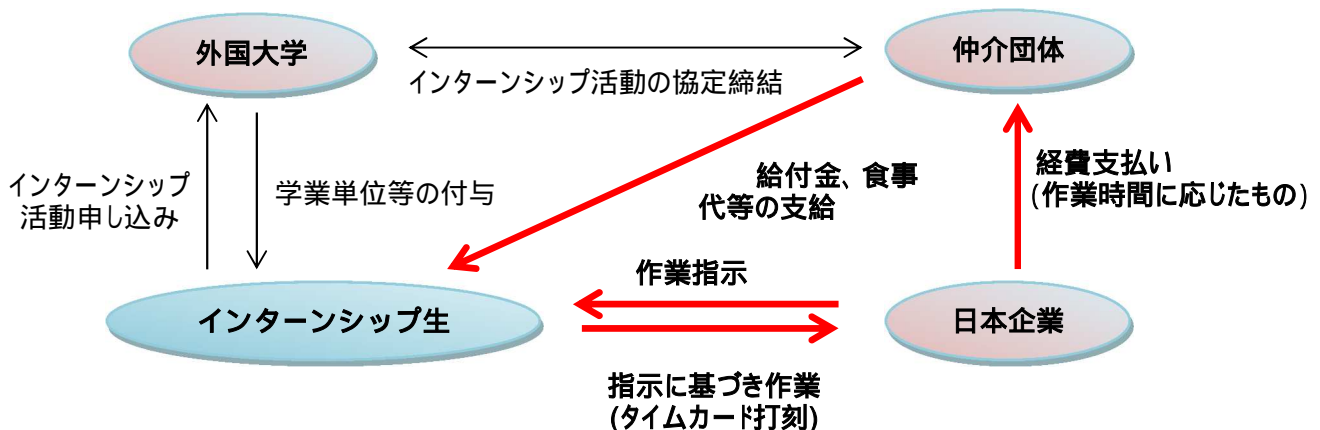
- ☑ 見学や体験的な要素が少ない。
- ☑ 使用者から業務に関わる指揮命令をうけている。
- ☑ 学生が直接の生産活動に従事し、それによる利益・効果が当該事業所に帰属する。
- ☑ 学生に対して、実態として何らかの報酬が支払われている。

(参照:平成9・9・18基発636号、昭和57・2・19基発第121号)



3 インターンシップ生受入れにおいて問題となりうる事例

外国籍インターンシップ生が、アルバイトのように単純作業に従事する事例



(裏面)

「インターンシップ生受入れにおいて問題となりうる事例」続き

事例のような実態であると、労働契約が存在しているものと判断され、

労働基準関係法令違反などに問われる可能性があります。



**インターンシップ制度は、原則的に労働契約を前提としていません。
したがって、「繁忙期の労働者確保」等の目的で利用してはなりません。**

4 その他(留学生の使用について)

留学生については、「資格外活動許可」を得ている場合には、「労働者」として使用することが出来ます。

入国管理局により、本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週間当たり28時間以内など)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可されます。

上記許可がある場合でも、労働者として使用する以上、労働基準関係法令を遵守してはなりません。

【相談窓口】

このリーフレットの内容については、 長野労働局(監督課)026 - 223 - 0553 まで、労働基準関係法令に関しては、下記の各監督署までお尋ねください。		
監督署名	所在地	電話番号
長野	長野市中御所 1-22-1 長野労働総合庁舎 1F	TEL 026-223-6310
松本	松本市大字島立 1696	TEL 0263-48-5693
岡谷	岡谷市神明町 3-14-8	TEL 0266-22-3454
上田	上田市天神 2-4-70	TEL 0268-22-0338
飯田	飯田市高羽町 6-1-5 飯田高羽合同庁舎	TEL 0265-22-2635
中野	中野市中央 1-2-21	TEL 0269-22-2105
小諸	小諸市三和 1-6-22	TEL 0267-22-1760
伊那	伊那市中央 5033-2	TEL 0265-72-6181
大町	大町市大町 4166-1	TEL 0261-22-2001

平成29年11月6日(月)から、新庁舎へ移転します。

移転先の住所は、〒398-0002 大町市大町2943-5 大町地方合同庁舎4F
となります。なお、電話番号に変更はありません。